

# 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

## 『やすらぎの里金井』重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。  
( 山形市指定 0690100078号 )

### 目 次

1. 事業者
2. 利用施設の概要
3. 職員の配置状況
4. 当施設が提供するサービスと利用料金
5. 苦情の受付について
6. 運営推進会議の設置
7. 緊急時の対応方法
8. 非常災害時の対応方法
9. 事故発生時の対応方法
10. 拘束禁止及び人権擁護について
11. 高齢者虐待防止について
12. 秘密保持及び個人情報の保護について
13. 個人情報の保管について
14. 社会福祉法人減免制度について
15. 連帯保証人の設定
16. サービス利用にあたっての留意事項
17. サービス利用の終了について

## 1. 事業者

(1) 法人名	社会福祉法人 妙光福祉会
(2) 法人所在地	山形県山形市蔵王上野字南坂 920 番地
(3) 電話番号	023-688-6266
(4) 代表者氏名	柳 生 法 雄
(5) 設立年月日	昭和59年 9月27日

## 2. 利用施設の概要

(1) 施設の種類	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 平成19年 4月 25日指定 山形市
(2) 施設の目的	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護「やすらぎの里金井」 は、居宅において生活が困難になった要介護者に対し、施設を提供 し、残された機能をできる限り維持していくことで自立した生活を 送ることができるよう支援することを目的とする。
(3) 施設の名称	やすらぎの里金井
(4) 施設の所在地	山形県山形市内表東1番地
(5) 電話番号	023-681-5711
(6) 管理者氏名	西 田 和 弘
(7) 当施設の運営方針	<ul style="list-style-type: none"><li>・利用者が安心して生活できるよう「安全」な施設作りを目指す。</li><li>・利用者が「快適」に暮らせる生活の確保を目指す。</li><li>・利用者が常に「やすらぎ」を得られる豊かで安定した日常生活の 提供を目指す。</li></ul>
(8) 開設年月日	平成19年 5月 1日
(9) 利用定員	29人 (2ユニット×10名、1ユニット×9名)
(10) 第三者評価の有無	なし

### 3. 職員の配置状況

当施設では、ご契約者に対して介護老人福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉 \*職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	指定基準	実人数	職務内容
施設長（兼務）		1（1）	施設の管理・運営の責任者
医師（嘱託医）	1	1	利用者に対し健康管理及び療養上の指導を行います。
管理者（兼務）	1	1（1）	施設及び従業者の管理を行います。
生活相談員（兼務）	1	1（1）	利用者又はご家族に対する相談に応じ社会生活に必要な支援を行います。
介護支援専門員（兼務）	1	1（1）	施設サービス計画作成及び認定調査を行います。
機能訓練指導員（兼務）	3：1 (10)	1（1）	日常生活を営むのに必要な機能の減退を防ぐための訓練を行います。
看護員（兼務含む）		1	健康状態の維持及び疾病の早期発見と予防に努めます。
介護員		10	介護や日常生活全般の世話等を行い、健康状態の維持及び疾病の早期発見と予防に努めます。
栄養士（兼務）	1	1（1）	利用者の食に関わる業務を行います。

その他の職員として、事務担当者、営繕関係者、調理関係者等を配置しております。

〈主な職種の勤務体制〉

職種	勤務体制
医師（嘱託医）	内科：長谷川医院 長谷川和康
施設長	勤務時間 8：30～17：30
主査（管理者）	勤務時間 8：30～17：30
生活相談員	勤務時間 8：30～17：30
介護支援専門員	勤務時間 8：30～17：30
看護員・機能訓練指導員	勤務時間 8：30～17：30
介護員	勤務時間 早番 7：00～16：00 中番 8：30～17：30 遅番 10：00～19：00 12：00～21：00 夜勤 16：00～10：00 21：00～ 7：00
栄養士	勤務時間 8：30～17：30

#### 4. 当施設が提供するサービスと利用料金

##### (1) 提供サービス概要

主なサービス	サービス内容(概要)
食事	お一人おひとりの嗜好や体の状態にあった食事形態を選択し提供します。特別に医療的な指導があり食事を制限されている方には、治療食の提供をいたします。食事時間は衛生管理上、下記のとおり定めます。また体の状態に応じて食事場所を選択出来ます。 朝食 7:30~9:30 昼食 11:30~13:30 夕食 17:30~19:30
入浴	お一人ひとりの身体状況に応じた入浴形態で提供します。 * 歩行可能な方を対象にした一般浴 * 座位が取れる方を対象にしたチア一浴 * 座位が取れない方を対象にした臥床式機械浴
排泄	お一人ひとりの状態にあった排泄介助を行います。 オムツを使用している方については、定時でのオムツ交換のほか随時にも行います。自立している方には随時誘導し介助を行います。
その他の日常生活における介護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・朝晩の口腔ケアを行います。</li> <li>・自立している方には、生活にメリハリを付けていただくために朝晩の着替えを行うとともに、社会からの疎外感をなくすため外出行事など施設外に出かける機会を多く持ります。</li> <li>・寝たきりの方については、安静を保ち、快適でやすらぎを得られる介護の提供に努めます。</li> <li>・その他日常生活にかかる業務全般の提供をします。</li> </ul>

##### (2) 利用料金のお支払方法

前記の料金・利用料は毎月末締めとし、翌月10日以降に一括請求とさせていただきます。  
郵便振替もしくは銀行振替にてお支払いください。

〈口座振替の場合〉

銀行振替	きらやか銀行	翌月26日振替
	上記以外の金融機関	翌月26日振替
郵便振替	全国共通	翌月26日振替

〈銀行振込の場合〉

〔お振込み先〕 きらやか銀行 山形南支店
普通口座 1045826
特別養護老人ホーム やすらぎの里金井
施設長 柳生法雄

### (3) 利用料金

#### ① 介護保険給付内利用料金

〈基本料金〉		自己負担額		
	区分	保険単位	1割負担	2割負担
ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費<ユニット型個室>	要介護1	682 単位/日	682 円/日	1,364 円/日
	要介護2	753 単位/日	753 円/日	1,506 円/日
	要介護3	828 単位/日	828 円/日	1,656 円/日
	要介護4	901 単位/日	901 円/日	1,802 円/日
	要介護5	971 単位/日	971 円/日	1,942 円/日
				2,913 円/日

〈加算等〉			自己負担額		
加算項目	内容等	保険単位	1割負担	2割負担	3割負担
初期加算	入所日から起算して30日間算定	30 単位/日	30 円/日	60 円/日	90 円/日
退所前訪問相談援助加算	退所に伴い、関係職員が退所後の介護サービスなどの利用に関する相談援助を実施	460 単位 (入所中原則1回)	460 円/回	920 円/回	1,380 円/回
退所後訪問相談援助加算	退所後30日以内に自宅を訪問し、相談援助を実施	460 単位 (1回)	460 円/回	920 円/回	1,380 円/回
退所時相談援助加算	退所後の介護サービスなどの利用に関する相談援助を実施し、かつ、退所から2週間以内に市町村および老人介護支援センターに対して情報提供	400 単位 (1回)	400 円/回	800 円/回	1,200 円/回
退所前連携加算	退所に先立ち居宅介護支援事業者に情報提供	500 単位 (1回)	500 円/回	1,000 円/回	1,500 円/回
栄養ケア・マネジメント未実施のため減算	14 単位/日 減算				
介護職員等処遇改善加算Ⅱ	所定単位×13.6% (所定単位は上記単位数の合計)				
外泊時費用	入院及び外泊をした場合、1月に6日を限度として246単位/日(1割:246円 2割:492円 3割:738円)				

② 介護保険給付外利用料金

利用者負担段階	一日あたりの居住費	一日あたりの食費
第1段階	880円	300円
	・住民税非課税世帯で老齢福祉年金を受給している方 ・生活保護等を受給している方	
第2段階	880円	390円
	・住民税非課税世帯で合計所得金額と課税年金収入額及び非課税年金収入額の合計が年間80万円以下の方	
第3段階①	1,370円	650円
	・住民税非課税世帯で合計所得金額と課税年金収入額及び非課税年金収入額の合計が年間80万円を超え120万以下の方	
第3段階②	1,370円	1,360円
	・住民税非課税世帯で合計所得金額と課税年金収入額及び非課税年金収入額の合計が年間120万を超える方	
第4段階	2,830円	1,445円
	・世帯内に住民税課税者がいる方 ・住民税を課税されている方	
その他	電気器具使用料	基本料金600円+1点につき100円/月
	遺体処置料	7,000円
	遺体安置料	10,000円/1泊
	エンゼルセット	3,000円
	理容料、医療費、薬代、買い物代等	実費

※ 入院及び外泊時において居室を確保している場合、居住費は発生いたします。ただし、第1～3段階の方については、外泊時費用算定時（基本的に6日間）は通常の負担限度額を、それ以外の期間は1日につき2,066円をお支払いいただくことになります。

## 5. 苦情の受付について

### (1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は、以下の専用窓口で受け付けます。

#### ○ 苦情受付窓口

[担当者] 西田 和弘

[職名] 管理者

[電話] 023-681-5711

#### ○ 受付時間：毎週月曜日～金曜日（土日祝日及び年末年始12/31～1/3は休み）

8時30分～17時30分

### (2) 行政機関その他苦情受付機関

山形市役所福祉推進部 介護保険課 指導監査課	山形市旅籠町2丁目3-25 023-641-1212
山形県国民健康保険団体連合会	寒河江市大字寒河江字久保6番地 0237-87-8000
山形県福祉サービス運営適正化委員会	山形市小白川町2丁目3-31 023-626-1755

## 6. 運営推進会議の設置

当施設では、地域密着型介護老人福祉施設のサービスの提供にあたり、サービスの提供状況について定期的に報告するとともに、その内容等についての評価、要望、助言を受けるため、下記のとおり運営推進会議を設置しています。

#### 〈運営推進会議〉

構成：利用者又は利用者のご家族、金井地区住民の代表者、

地域包括支援センター職員

介護サービスに知見を有する者。

開催：おおむね2ヵ月に1回

会議録：運営推進会議の内容、要望、助言等について記録を作成します。

## 7. 緊急時の対応方法

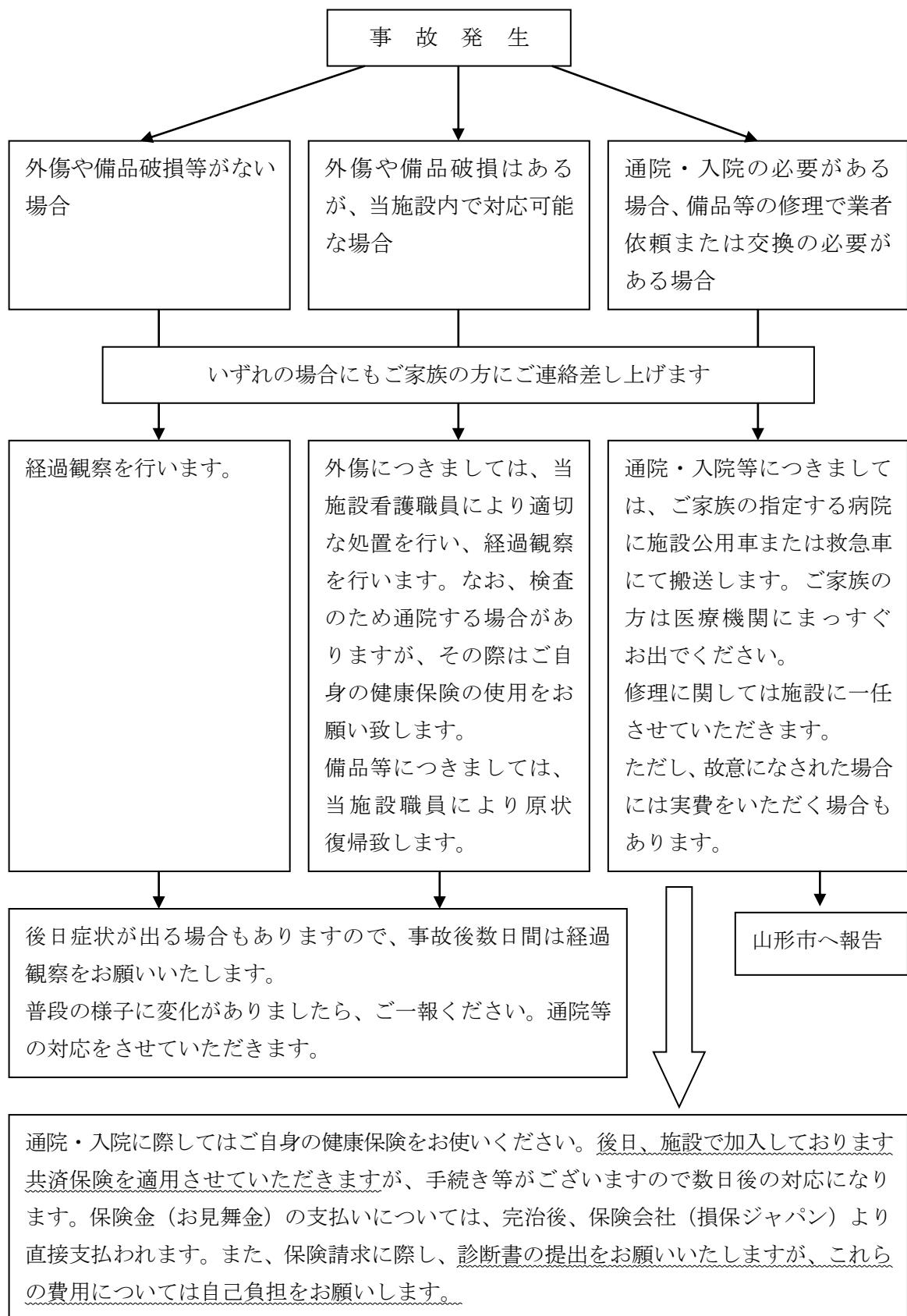
サービス提供時に契約者に病状の急変が生じた場合は、速やかに嘱託医師に連絡をとり、速やかに対処いたします。

嘱託医	医師名：長谷川和康	病院名：長谷川医院
協力病院	独立行政法人国立病院機構 山形病院 医療法人社団松柏会 至誠堂総合病院	

## 8. 非常災害時の対応方法

非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

## 9. 事故発生時の対応方法



## **1 0. 拘束禁止及び人権擁護について**

平成11年3月31日付の厚生労働省令「身体拘束の禁止」規定により緊急やむを得ない場合を除き、利用者の方の身体拘束及び行動を制限する行為は行いません。そのために、転倒による骨折やけがをされる恐れのある利用者の方には、ご家族の方も含めて話し合いを行って理解頂けるようにします。

また、利用者の人権を擁護するために関係機関との連携や精神・身体・財産の保全に努めます。

## **1 1. 高齢者虐待防止について**

事業者は利用者の方への虐待防止のため、高齢者虐待防止法に基づいた対応を致します。

## **1 2. 秘密保持及び個人情報の保護について**

- (1) 事業者は、業務上知り得た利用者またはご家族の個人情報については、利用者また第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除き、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。
- (2) 事業所は、文書により利用者またはご家族の同意を得た場合には、市町村、介護支援事業者との連絡調整その他必要な範囲内で個人情報を用いることができるものとします。

## **1 3. 個人情報の保管について**

- (1) 事業者は、利用者及びその家族の個人の情報の収集については利用目的の達成の限度において行い、法令の定めに基づく場合以外は利用者の同意を得た上で提供します。
- (2) 事業者は、利用者及びその家族の個人情報については、適切に保管します。
- (3) 事業者は、利用者及びその家族の個人情報について、当初の目的を達成し法で定められている保管期間を超えた場合は、速やかに外部漏洩しないように適切に廃棄します。
- (4) 当施設における個人情報の保管担当者は下記の通りです。また、閲覧等については、当法人で別に定める要綱によりますので、下記の担当者にご相談ください。
  - 個人情報担当窓口（リスクマネージャー）
    - [担当者] 西田和弘
    - [職名] 管理者
    - [電話] 023-681-5711
  - 受付時間：毎週月曜日～金曜日（土日祝日及び年末年始12/31～1/3は休み）  
8時30分～17時30分

## **1 4. 社会福祉法人減免制度について**

社会福祉法人妙光福祉会は、多くの皆様にご利用していただくために、社会福祉法人減免制度を取り入れております。

## **1 5. 身元引受人及び連帯保証人の設定**

利用者は、契約の有効期間中に事理弁識能力（自分で物事を判断したり決定する能力）の欠く場合に備えて、利用者の家族等を予め身元引受人及び連帯保証人に定めます。

入所時すでに事理弁識能力を欠いている場合には、この契約は身元引受人と締結します。

身元引受人は、利用者が契約を解除した場合、利用者の身柄及び残置物を引き取ります。

連帯保証人は、利用者の有効期間中の金銭に関する事項について責任を負います。

なお、連帯保証債務により連帯保証人が負う保証債務の限度額は金 100 万円とします。

民法第 465 条の 2 (個人根保証契約の極度額の設定)

## 16. サービス利用にあたっての留意事項

- (1) サービス利用の際は、介護保険被保険者証を提示して下さい。
- (2) 施設内の設備や器具は本来の用法に従ってご利用下さい。
- (3) 他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮下さい。
- (4) 施設内で他の利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮下さい。
- (5) 指定した場所以外で火気を用いないで下さい。
- (6) ハラスメント(パワーハラスメント、セクシャルハラスメント等)行為をしないで下さい。  
例えば、事業所の職員に対して行う暴言・暴力・嫌がらせ・過剰な福祉サービスの要求・誹謗中傷等。
- (7) サービス利用中に職員の写真や動画撮影、録音等を無断で SNS 等に掲載しないで下さい。
- (8) その他、管理上必要なことについてご理解下さい。

## 17. サービス利用の終了について

サービス利用の終了については、利用料金の支払い及び居室の原状回復を以って終了とします。

## 18. その他

やまがた介護事業者認証評価制度における認証（令和 7 年 3 月 1 日認証更新）

令和 年 月 日

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護サービスの提供の開始に当たり、重要事項説明書を2部作成し、利用者に対して契約書及び本書面に基づき、重要事項を説明し、そのうち1部を交付しました。

事業者	所在地	〒990-0878 山形県山形市内表東1番地
	名称	やすらぎの里金井
	説明者	(印)

私は、契約書及び本書面により事業所から地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護サービスについての重要事項の説明を受け、1部を受領しました。

利用者氏名	(印)
身元引受人氏名	(印)
連帯保証人氏名	(印)

本重要事項説明書と同時に「契約書」にも署名・捺印し、これをもって契約開始となります。